

6 ごみ処理事業

(1) 処 理 計 画	47
(2) ごみ処理量と人口の推移	48
(3) ごみ質の変化	48
(4) 収 集 作 業	52
(5) ごみ処理実績	54
(6) まちの美化の推移及び飲料容器の資源の有効利用の促進対策	60
(7) 産業廃棄物関係業務	65
(8) 手 数 料 等	69
(9) 施 設	71
(10) 施 設 整 備	72
(11) 余熱利用施設	73
(12) クリーンセンター一覧	74

6 ごみ処理事業

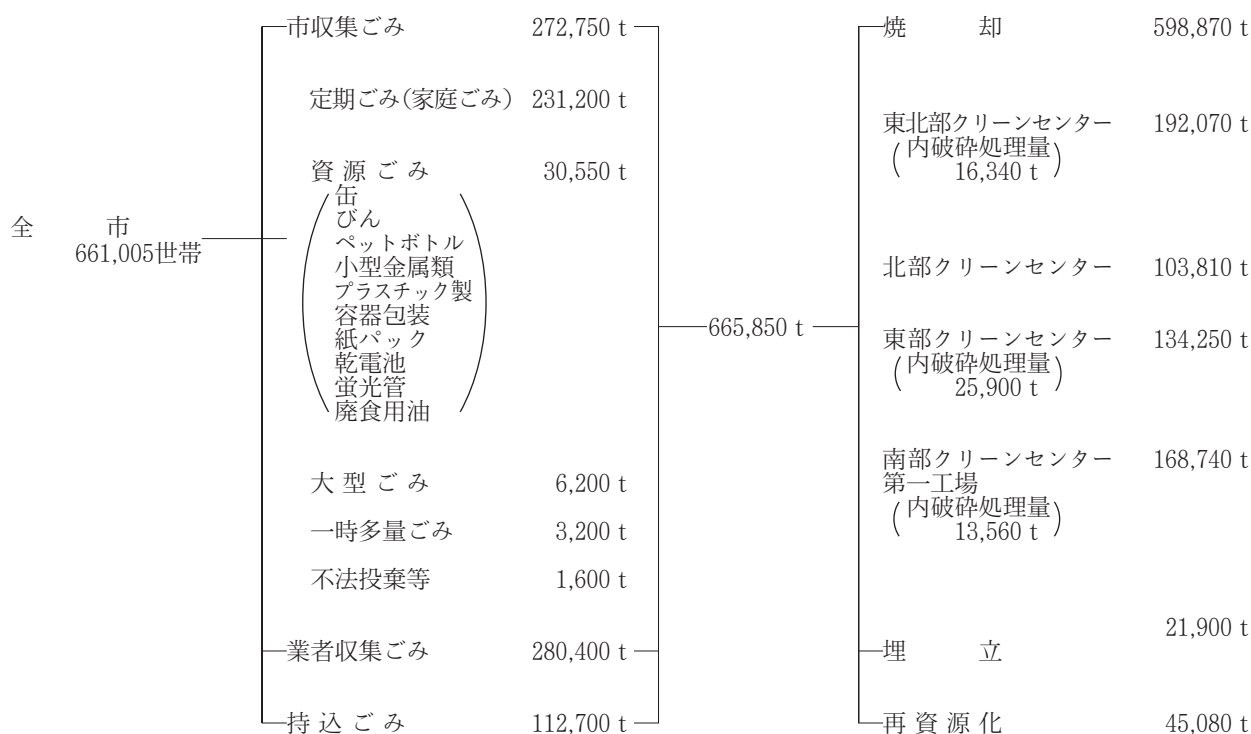
(1) 処 理 計 画

基 本 方 針

- ア 週2日、定曜日収集を行い、収集業務は土、日曜日及び年始3日間を休日とする。
- イ 終末処理業務は、4週8休日体制で年間362日作業とし、年始3日間を休日とする。
- ウ 大型ごみ収集については、申告収集とする。
- エ 缶・びん・ペットボトル分別収集については、1週間に1回の定曜日収集とする。
- オ プラスチック製容器包装分別収集については、1週間に1回の定曜日収集とする。
- カ 小型金属類分別収集については、1箇月に1回の定曜日収集とする。

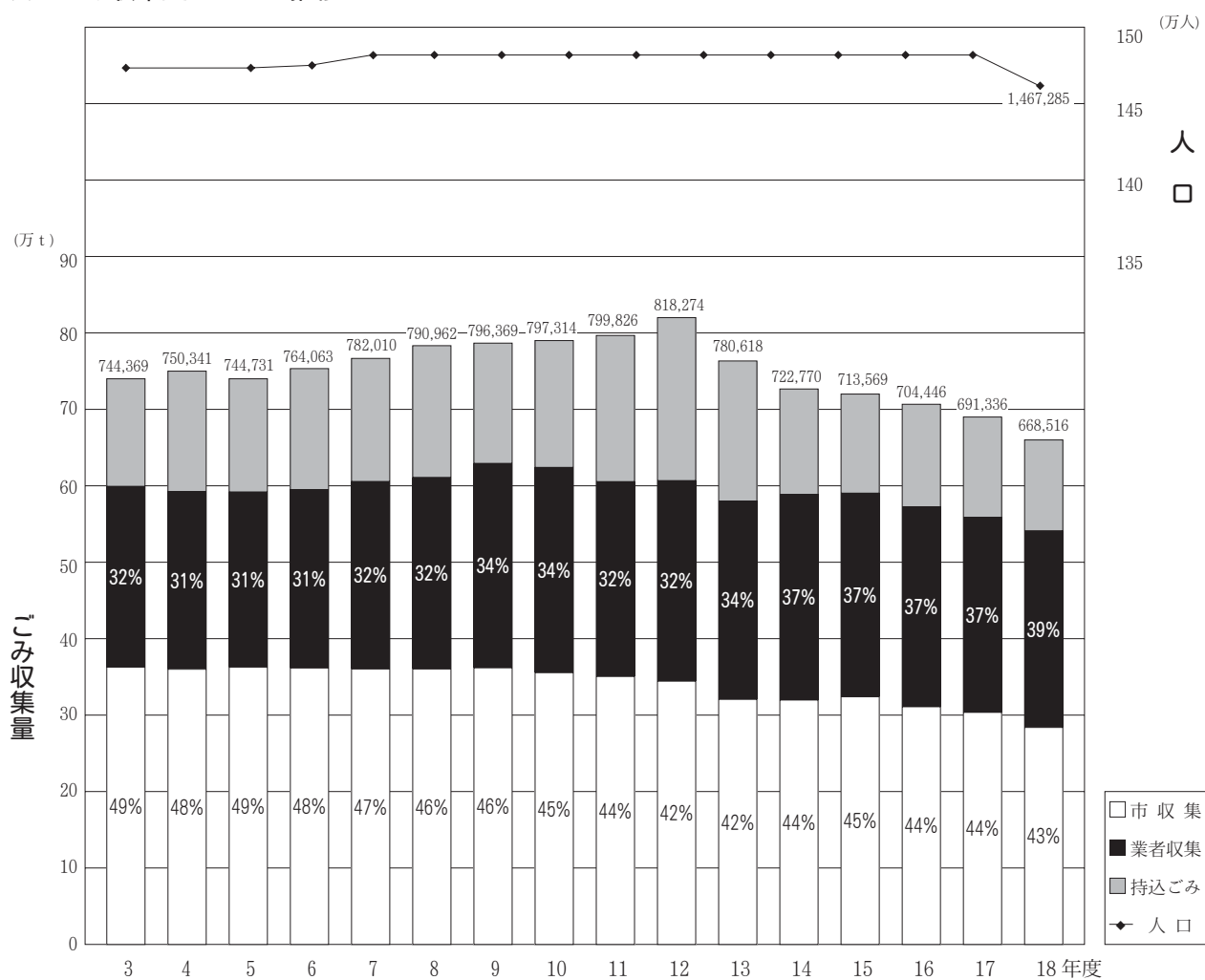
(平成14年10月から試行実施)

平成19年度処理計画



(注) 世帯数は平成19年4月1日推計

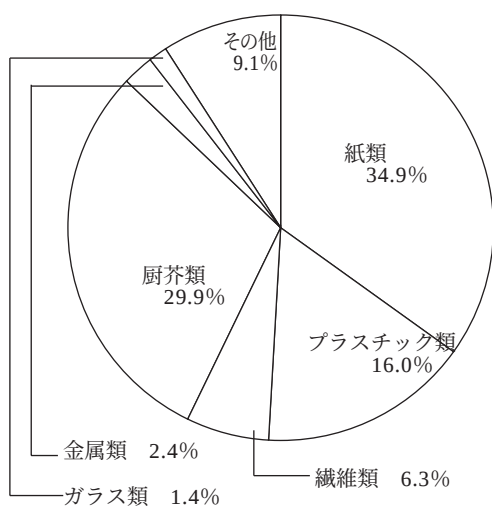
(2) ごみ収集量と人口の推移



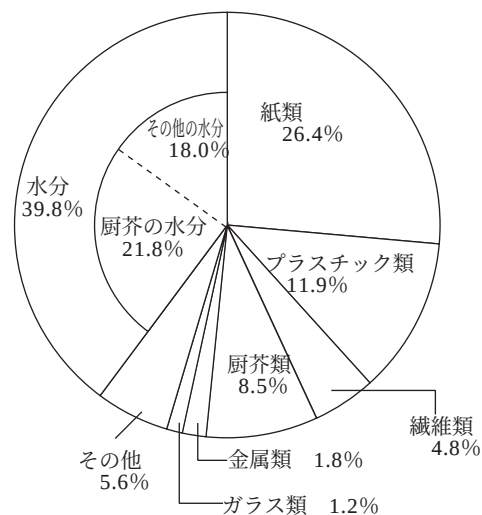
(3) ごみ質の変化

ア 家庭ごみ

(ア) 物理的組成 (平成18年度)



<湿重量組成>



<乾重量組成>

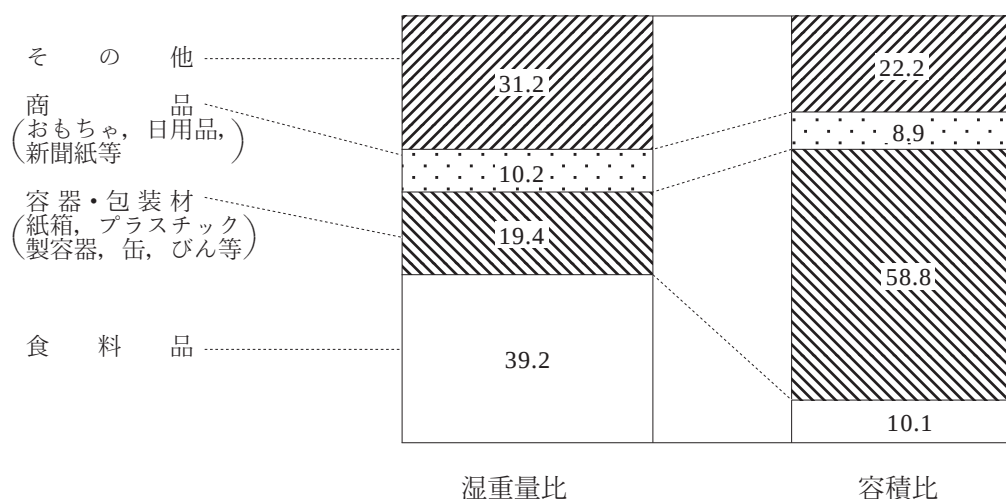
(イ) 物理的組成の経年変化

単位：％（湿重量比）

年 度 組成区分		2 6 (1951)	3 6 (1961)	4 6 (1971)	5 6 (1981)	6 1 (1986)	3 (1991)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
可燃物	紙・セロファン類	6.9	20.7	27.6	25.6	26.1	26.8	29.3	29.8	33.3	32.7	32.7	32.4	32.0	31.4	32.7	39.1	34.9
	木竹・わら類	10.6	8.4	2.2	1.0	1.5	0.8	0.8	0.8	1.0	0.8	0.7	0.8	0.8	1.0	0.9	1.2	0.8
	繊維類	1.8	1.9	5.5	3.2	3.0	4.3	4.5	4.1	2.8	3.0	3.8	3.3	2.7	2.9	2.6	4.5	6.3
	ゴム・皮革	0.8	1.5	0.3	0.8	0.8	0.9	0.9	0.6	1.2	0.9	0.7	0.6	0.9	1.0	0.6	0.4	0.7
	プラスチック類	0.1	1.1	11.2	13.6	12.9	13.8	14.4	14.7	15.2	14.8	15.2	15.7	16.0	16.1	16.1	14.4	16.0
	厨芥類	20.5	20.1	32.5	43.8	43.0	38.0	38.1	39.2	36.2	39.2	38.5	38.9	39.0	38.2	39.5	32.5	29.9
	その他可燃物	3.4	1.2	—	2.0	2.3	4.1	2.5	2.1	2.2	1.7	1.5	1.6	1.8	2.5	1.2	2.1	4.7
	小 計	44.1	54.9	79.3	89.9	89.6	88.7	90.5	91.3	91.9	93.1	93.1	93.3	93.2	93.1	93.6	94.2	93.3
不燃物	金 属 類	1.4	2.3	3.9	3.6	3.8	3.7	3.0	3.0	2.8	2.3	2.2	1.9	2.4	2.1	1.9	3.4	2.4
	土砂・陶磁器・灰	53.2	40.2	7.0	1.5	1.7	2.6	2.3	2.4	2.4	2.0	2.4	2.3	1.6	2.7	2.1	0.6	2.9
	ガラス類	1.2	2.6	9.8	5.1	4.9	5.0	4.2	3.3	2.9	2.6	2.3	2.5	2.8	2.1	2.4	1.8	1.4
	小 計	55.9	45.1	20.7	10.1	10.4	11.3	9.5	8.7	8.1	6.9	6.9	6.7	6.8	6.9	6.4	5.8	6.7
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(ウ) 排出前使用用途別組成（平成18年度）

（総ごみ量100％）



(エ) 化学成分の経年変化

単位：％（重量比）

年 度 \ 成 分	水 分	可 燃 物	灰 分	低位発熱量 (kcal/kg)	見 掛 比 重 (kg/l)
3 6 (1961)	3 6 . 3	3 1 . 8	3 1 . 9	1 , 1 2 7	—
4 6 (1971)	4 0 . 1	3 8 . 0	3 1 . 9	1 , 7 0 4	0 . 2 4 5
5 6 (1981)	4 6 . 3	3 9 . 0	1 4 . 7	1 , 7 1 4	0 . 1 6 9
6 1 (1986)	4 5 . 4	4 0 . 9	1 3 . 7	1 , 8 1 3	0 . 1 4 5
3 (1991)	4 2 . 4	4 3 . 4	1 4 . 2	1 , 9 8 7	0 . 1 2 9
8 (1996)	4 1 . 6	4 6 . 0	1 2 . 4	2 , 1 7 2	0 . 1 2 6
9 (1997)	4 2 . 7	4 5 . 6	1 1 . 7	2 , 1 7 2	0 . 1 2 7
1 0 (1998)	4 0 . 2	4 8 . 3	1 1 . 5	2 , 3 4 6	0 . 1 2 4
1 1 (1999)	4 0 . 5	4 7 . 6	9 . 9	2 , 2 8 0	0 . 1 2 1
1 2 (2000)	4 1 . 7	4 9 . 7	8 . 6	2 , 4 0 2	0 . 1 1 8
1 3 (2001)	4 1 . 8	4 7 . 7	1 0 . 5	2 , 2 8 8	0 . 1 0 6
1 4 (2002)	4 7 . 7	4 3 . 2	9 . 1	1 , 9 8 1	0 . 1 0 7
1 5 (2003)	3 8 . 9 1	5 0 . 3 8	1 0 . 7 1	2 , 3 7 2	0 . 1 0 6
1 6 (2004)	4 0 . 9 4	4 9 . 3 0	9 . 7 6	2 , 4 3 5	0 . 1 1 2
1 7 (2005)	4 0 . 2 0	4 9 . 7 8	1 0 . 0 2	2 , 2 4 9	0 . 0 8 7
1 8 (2006)	3 9 . 8 4	5 0 . 3 6	9 . 8 0	2 , 3 6 4	0 . 0 9 4

イ 業者収集ごみ

物理的組成の経年変化

単位：％（湿重量比）

年 度 \ 組成区分		56 (1981)	61 (1986)	3 (1991)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
可燃物	紙・セロファン類	28.6	34.8	38.9	36.1	38.6	38.5	43.0	42.0	48.3	39.8	38.1	42.8	48.9	49.2
	木竹・わら類	6.2	2.8	2.7	4.7	3.1	5.0	3.0	2.9	2.7	3.5	3.5	2.4	1.9	1.9
	繊維類	3.2	3.3	3.9	2.4	2.7	4.4	3.2	3.7	4.6	1.8	2.9	3.4	3.8	6.6
	ゴム・皮革	0.2	1.1	0.7	0.8	0.3	0.6	0.4	0.1	0.5	0.2	0.7	0.9	0.7	1.0
	プラスチック類	11.8	11.6	13.7	14.7	13.7	15.4	17.1	16.1	13.6	12.9	14.5	16.9	15.2	19.6
	厨 芥 類	36.4	31.9	24.6	33.0	31.6	26.9	25.4	19.2	23.0	36.7	30.4	20.3	16.5	11.9
	その他可燃物	6.3	8.5	7.3	3.4	3.7	4.5	3.4	11.7	3.6	1.6	5.4	7.1	7.8	5.0
	小 計	92.7	94.0	92.0	95.1	93.7	95.3	95.5	95.7	96.3	96.5	95.5	93.8	94.8	95.2
不燃物	金 属 類	3.5	3.2	4.1	2.9	3.4	2.6	2.8	2.1	1.9	1.7	2.6	4.1	2.4	3.5
	土砂・陶磁器・灰	0.4	0.3	0.1	0.5	0.7	0.6	0.6	0.4	0.4	1.5	0.4	1.2	0.5	0.2
	ガ ラ ス 類	3.4	2.5	3.8	1.5	2.2	1.5	1.1	1.8	1.4	0.3	1.5	0.9	2.3	1.1
	小 計	7.3	6.0	8.0	4.9	6.3	4.7	4.5	4.3	3.7	3.5	4.5	6.2	5.2	4.8
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

ウ 持込ごみ

物理的組成の経年変化

単位：％（湿重量比）

年 度 組成区分		46 (1971)	56 (1981)	61 (1986)	3 (1991)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
可燃物	紙・セロファン類	6.9	15.1	23.7	13.5	15.3	19.8	18.9	17.9	13.2	14.9	18.1	20.6	14.4	15.2	14.1
	木竹・わら類	13.3	23.6	30.1	33.0	31.4	30.1	29.9	34.5	38.4	44.6	45.3	43.4	50.3	48.3	49.6
	繊維類	1.2	2.0	4.9	2.7	2.5	2.6	2.9	2.5	2.4	2.8	5.5	6.5	5.2	3.4	5.5
	プラスチック類	2.4	1.9	9.5	4.7	3.7	5.2	6.4	5.4	4.5	2.6	3.5	3.1	3.9	3.2	3.7
	厨芥類	2.1	4.1	4.7	7.4	10.4	3.7	3.3	2.6	1.1	1.0	1.1	2.9	1.5	0.0	0.4
	その他可燃物	0.6	0.0	1.4	1.8	0.7	1.8	1.0	2.9	7.2	12.5	4.5	1.3	2.1	5.4	0.0
	小計	26.5	46.7	74.3	63.1	64.0	63.2	62.4	65.8	66.8	78.4	78.0	77.8	77.4	75.5	73.3
不燃物	金属類	1.3	1.0	2.4	3.9	5.5	5.2	6.2	4.5	3.0	1.5	1.8	2.1	2.5	0.5	1.6
	土砂・がれき類	65.8	51.9	14.5	19.9	24.4	21.7	18.6	16.1	15.6	7.3	6.1	5.1	5.6	1.8	5.6
	ガラス類・陶磁器類	6.4	0.4	2.6	3.9	1.7	4.2	4.7	4.7	3.5	4.0	2.5	2.8	4.8	1.1	2.9
	その他不燃物		0.0	6.2	9.2	4.4	5.7	8.1	8.9	11.1	8.8	11.6	12.2	9.7	21.1	16.6
	小計	73.5	53.3	25.7	36.9	36.0	36.8	37.6	34.2	33.2	21.6	22.0	22.2	22.6	24.5	26.7
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(4) 収 集 作 業

ア 市 収 集

(ア) 定期収集（家庭ごみ）

一般家庭を対象に各行政区を担当する 11 のまち美化事務所が所轄区域をそれぞれ 2 方面に分割し、月木、火金の曜日（平成 14 年 10 月第 1 週までは月木、火金、水土の 3 方面に分割し収集）の組合せで週 2 回定曜日収集を行っている。

収集方法は、交通事情の悪化する中で安全かつ効率的な作業を実施するため、各戸収集から定点・片側収集への切替えを推進している。

また、機械車の進入が困難な地域では軽四輪車で収集し、機械車へ積み替える方法で収集している。更に、一部の中高層団地においてはコンテナ収集を行っている。

なお、平成 18 年 10 月から有料指定袋制を実施している。

(イ) 資源ごみ収集

・缶・びん・ペットボトル

缶については、昭和 62 年度から一般家庭を対象に 2 週間に 1 回の定曜日収集を始め、順次実施区を拡大し、平成 4 年 9 月から全市で実施している。また、びんについては、平成 8 年 10 月から全市で収集を実施している。更に、平成 9 年 10 月からはそれまでの缶・びんにペットボトルを加え、週 1 回の定曜日収集を行っている。分別収集した缶・びん・ペットボトルは、「京都市南部資源リサイクルセンター」と「京都市北部資源リサイクルセンター」に搬入し、選別、圧縮等の再資源化処理を行っている。

なお、平成 18 年 10 月から有料指定袋制を実施している。

・紙パック

牛乳等の飲料用紙パックについては、平成 9 年 10 月から市立小学校、行政機関及び商業施設を拠点として回収を実施し、再生パルプとして再資源化を図っている。

・使用済み筒型乾電池

使用済み筒型乾電池については、乾電池に含まれる水銀、亜鉛、マンガン等の金属類の再資源化と適正処理を推進するため、平成 5 年 12 月から市役所本庁舎、区役所・支所・出張所・保健所、まち美化事務所、商業施設等を拠点として回収を実施している。回収後は、北海道常呂郡留辺蘂町の野村興産イトムカ鉱業所に搬入している。

・プラスチック製容器包装

平成 11 年 10 月から左京区及び伏見区の合計約 1,000 世帯を対象にプラスチック製容器包装に係る分別収集手法調査を実施し、効率的な収集運搬のあり方や、効果的な市民啓発の手法などを検討した。

分別収集の対象世帯については、その後順次拡大し、平成 16 年 10 月からは、市内の約 1 割世帯（約 72,000 世帯）を対象に週 1 回の分別収集を実施。収集したプラスチック製容器包装については、選別、圧縮等の中間処理を行った後、指定法人ルートで再資源化している。なお、平成 19 年 10 月から市内約 64 万世帯の全世帯に拡大した。

・小型金属類

平成 14 年 10 月から、全市を対象に、鍋、やかん、フライパン等、最長部分が概ね 30cm 以下の小型の金属類の分別収集を月に 1 回、試行的に実施している。平成 19 年 10 月から、スプレー缶の分別を開始し、小型金属類と一緒に収集している。

収集した小型金属類は、組成等を調査するほか、アルミや鉄分を回収している。

(ウ) 大型ごみ・一時多量ごみ収集

一般家庭から排出される不要となった家具類や電化製品等の大型ごみ及び一時多量ごみ（引っ越しなどでまとまって出たごみ）については、電話申込みにより生活環境美化センターが有料で収集を行っている。

なお、平成13年4月に家電リサイクル法が施行されたことに伴い、指定4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫（16年4月から）・洗濯機）については、大型ごみ収集の対象から除外した。

また、平成18年10月からは、資源有効利用促進法に基づき、パソコンを大型ごみ収集の対象から除外した。

(ニ) 犬、猫等の死体

犬、猫等の死体は、電話申込みにより専用車で収集している。

(オ) 精霊送りの供物収集

お盆の8月16日に精霊送りの供物などは川へ流す風習があり、環境衛生上好ましくないため、寺院、保健協議会の協力を得て市内約500箇所に供物受納場所を設け、8月14日頃に容器を配布し、8月17日に回収している。

なお、実施に当たってはポスター、市民しんぶんなどにより周知徹底を図っている。

(カ) 年末年始特別収集

年末のごみ量の増加と年始の滞留ごみを収集処理するため、年末年始の間は、家庭ごみ及び資源ごみの定期収集作業を年末年始収集作業に切り替え、特別作業を行っている。この間、各家庭の収集日が変わるので、お知らせビラ、ポスター、市民しんぶんなどで周知徹底を図っている。

(キ) 街頭ごみ容器収集

美化推進条例に基づき美化推進強化区域である繁華街、観光地等に設置している街頭ごみ容器及び分別容器（普通ごみと缶・びん・ペットボトル）の収集を定期的実施している。

(ク) 不法投棄ごみ収集

不法投棄の常習地でのごみの散乱防止に努めるとともに、市内各所に不法投棄されるごみの撤去、収集を行っている。

イ 業者収集

飲食店や商店街などから排出される事業系一般廃棄物（※）は許可業者が収集している。

一般廃棄物処理業者（一般ごみ収集運搬）（平成19年4月1日現在）

許可業者	従業員数	車両台数
84社	566人	200台

また、飲食店等から出る資源ごみの許可業者収集分は、以下のとおりである。

（平成18年度実績、搬入：民間リサイクル施設）

缶	ビン	ペットボトル	古紙
2,571 t	924 t	962 t	21,170 t

分別収集を行っている事業所 3,368事業所

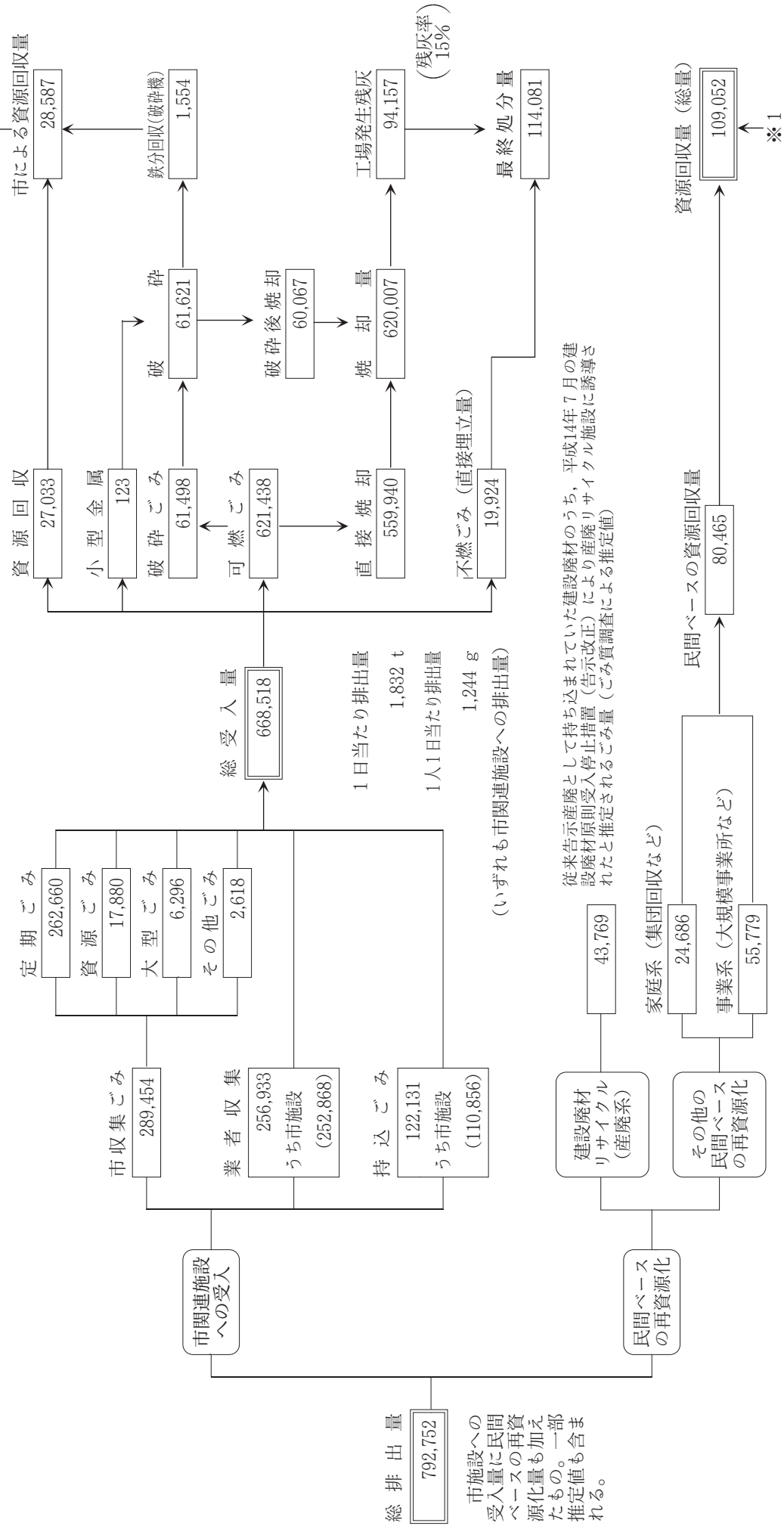
※事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいう。

(5) ごみ処理実績

ア ごみ処理フロー図（平成18年度実績）

（単位：t）

※1



イ 収 集 実 績

年 度 ・ 月 別	総 量	平均日量	市 収			
			定期収集	資源ごみ収集		大 型 ご み 収 集
				缶・びん・ペットボトル	その他の資源ごみ	
7 (1 9 9 5)	782,010	2,142	332,213	5,993	585	23,271
8 (1 9 9 6)	790,962	2,167	327,823	8,970	289	22,242
9 (1 9 9 7)	796,369	2,182	332,102	15,115	47	17,554
1 0 (1 9 9 8)	797,314	2,184	325,918	18,245	137	6,596
1 1 (1 9 9 9)	799,826	2,191	320,924	16,982	154	7,146
1 2 (2 0 0 0)	818,274	2,242	315,076	17,036	239	7,867
1 3 (2 0 0 1)	780,618	2,139	297,535	16,756	248	6,254
1 4 (2 0 0 2)	722,770	1,980	291,197	17,135	432	6,266
1 5 (2 0 0 3)	713,569	1,955	290,106	17,879	596	6,507
1 6 (2 0 0 4)	704,446	1,930	283,479	17,791	942	6,139
1 7 (2 0 0 5)	691,336	1,894	278,665	17,981	1,466	6,174
1 8 (2 0 0 6)	668,518	1,832	262,660	16,169	1,711	6,296
4 月	54,666		21,855	1,305	124	505
5 月	60,760		26,051	1,575	148	553
6 月	58,251		23,986	1,488	131	544
7 月	57,894		23,415	1,430	125	508
8 月	58,316		23,977	1,915	150	608
9 月	60,548		26,885	1,771	163	613
1 0 月	53,980		19,181	953	137	531
1 1 月	53,446		18,995	1,234	157	472
1 2 月	61,338		20,828	1,284	152	705
1 月	50,430		20,187	1,160	159	328
2 月	45,172		17,281	968	130	392
3 月	53,717		20,019	1,086	135	537

(単位：t)

集		業者収集	持 込	1 世帯 1 日排出量		1 人 1 日排出量	
その他ごみ 収 集	合計			世 帯 数 (世 帯)	(g)	人 口 (人)	(g)
3,086	365,148	250,877	165,985	586,647	3,652	1,463,822	1,464
3,417	362,741	255,957	172,264	594,004	3,648	1,465,560	1,479
3,465	368,283	269,121	158,965	600,225	3,635	1,465,454	1,489
5,280	356,176	270,285	170,853	607,312	3,597	1,466,555	1,489
4,773	349,979	259,151	190,696	613,125	3,574	1,466,675	1,494
4,571	344,789	265,321	208,164	620,327	3,614	1,467,785	1,527
3,640	324,433	268,802	187,383	626,879	3,412	1,468,743	1,456
3,936	318,966	267,495	136,309	632,866	3,129	1,469,061	1,348
3,427	318,515	263,592	131,462	639,319	3,058	1,468,944	1,331
2,951	311,302	258,200	134,944	645,480	2,990	1,468,401	1,314
2,523	306,809	254,398	130,129	653,253	2,899	1,474,811	1,284
2,618	289,454	256,933	122,131	660,638	2,772	1,472,511	1,244
56	23,845	21,559	9,262	(注) 世帯数・人口はいずれも 10 月 1 日現在			
34	28,361	21,929	10,470				
70	26,219	21,122	10,910				
40	25,518	21,974	10,402				
152	26,802	21,000	10,514				
79	29,511	20,434	10,603				
32	20,834	21,759	11,387				
68	20,926	21,674	10,846				
1,999	24,968	24,842	11,528				
27	21,861	20,304	8,265				
22	18,793	18,479	7,900				
39	21,816	21,857	10,044				

ウ 処 理 実 績

年 度 月 別	市 に よ る 処 理										
	焼 却			埋 立			資 源 回 収				H総 量
	Aピット 搬 入	B破 砕	合 計	C不燃物	焼却残灰	D合 計	E破碎機 からの 鉄分回収	焼却残灰 からの 鉄分回収	Fその他 資源回収	G合 計	A+B+ C+E+ F
7(1995)	640,433	78,476	718,909	53,047	129,562	182,609	2,691	924	7,363	10,978	782,010
8(1996)	637,595	81,861	719,456	58,589	129,499	188,088	2,966	716	9,951	13,633	790,962
9(1997)	653,695	77,102	730,797	46,993	124,629	171,622	3,334	1,051	15,245	19,630	796,369
10(1998)	658,569	69,711	728,280	48,194	120,963	169,157	2,648	964	18,192	21,804	797,314
11(1999)	660,809	88,009	748,818	33,540	127,120	160,660	2,923	504	14,545	17,972	799,826
12(2000)	663,219	101,225	764,444	36,770	128,024	164,794	4,020	0	13,040	17,060	818,274
13(2001)	633,434	95,510	728,944	34,303	121,341	155,644	2,586	0	14,785	17,371	780,618
14(2002)	616,071	60,372	676,443	21,706	111,055	132,761	1,618	0	23,003	24,621	722,770
15(2003)	608,219	60,864	669,083	22,776	109,075	131,851	1,682	0	20,028	21,710	713,569
16(2004)	590,556	61,951	652,507	25,594	104,681	130,275	1,517	0	24,828	26,345	704,446
17(2005)	580,606	60,217	640,823	23,530	99,316	122,846	1,576	0	25,407	26,983	691,336
18(2006)	559,940	60,067	620,007	19,924	94,157	114,081	1,554	0	27,033	28,587	668,518
4 月	46,661	4,531	51,192	1,629	7,877	9,506	117	0	1,728	1,845	54,666
5 月	51,523	5,235	56,758	1,800	8,236	10,036	148	0	2,054	2,202	60,760
6 月	48,694	5,477	54,171	1,660	8,559	10,219	113	0	2,307	2,420	58,251
7 月	48,810	5,198	54,008	1,444	8,380	9,824	135	0	2,306	2,441	57,893
8 月	49,097	5,238	54,335	1,611	8,648	10,259	139	0	2,231	2,370	58,316
9 月	51,049	5,564	56,613	1,420	6,966	8,386	129	0	2,386	2,515	60,548
10月	48,819	5,398	49,217	1,864	8,404	10,268	146	0	2,753	2,899	53,980
11月	43,956	5,209	49,165	1,679	7,176	8,855	110	0	2,492	2,602	53,446
12月	51,382	5,720	57,102	1,762	8,931	10,693	169	0	2,305	2,474	61,338
1 月	42,939	3,622	46,561	1,685	7,843	9,528	112	0	2,072	2,184	50,430
2 月	37,625	3,984	41,609	1,598	5,973	7,571	108	0	1,857	1,965	45,172
3 月	44,385	4,891	49,276	1,772	7,164	8,936	128	0	2,542	2,670	53,718

民間による資源回収				M 総排出量 H + L	N 市による 再資源化率 $\frac{G}{H} \times 100$ (%)	O 民間も 含めた 再資源化率 $\frac{(G+J+K)}{(H+J+K)} \times 100$ (%)	処理処分量 A + B + C
I 建設廃材 リサイクル	J 家庭系	K 事業系	L 合 計				
—	—	—	—	—	1.4	—	771,956
—	—	—	—	—	1.7	—	778,045
—	—	—	—	—	2.5	—	777,790
—	—	—	—	—	2.7	—	776,474
—	—	—	—	—	2.2	—	782,358
—	—	—	—	—	2.1	—	801,214
—	21,495	56,144	77,639	858,257	2.2	11.1	763,247
36,581	24,635	55,675	116,891	839,661	3.4	13.1	698,149
42,098	25,471	55,263	122,832	836,401	3.0	12.9	691,859
35,466	23,885	54,621	113,972	818,418	3.7	13.4	678,101
37,086	24,242	55,253	116,581	807,917	3.9	13.8	664,353
43,769	24,686	55,779	124,234	792,752	4.3	14.6	639,931

※「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略 2 1～」に掲げる数値目標

	上記 記号	基準年度 (1 3 年度)	1 8 年度	中間目標 (2 2 年度)	目 標 (2 7 年度)
総排出量 (t)	M	858,257	792,752	810,700	803,500
基準年度からの削減率 (%)	—	—	－7.6	－5.5	－6.4
再生利用率 (%)	0	11.1	14.6	25	27
処理処分量 (t)	A+B+C	763,247	639,931	598,000	574,400
基準年度からの削減率 (%)	—	—	－16.2	－22	－25
最終処分量 (t)	D	155,644	114,081	51,600	49,100
基準年度からの削減率 (%)	—	—	－26.7	－67	－69

※ I 建設廃材リサイクルについて

従来告示産廃として持ち込まれていた建設廃材のうち、平成 14 年 7 月の建設廃材原則受入停止措置（告示 改正）により産廃リサイクル施設に誘導されたと推定されるごみ量（ごみ質調査による推定値）。再生利用率には含まない。

※ J 民間による再資源化量（家庭系）

古紙の集団回収など

(6) まちの美化の推進及び飲料容器の資源の有効利用の促進対策

美しく快適な生活環境の保全，国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成及び地域経済の健全な発展を図ることを目的として，昭和57年4月に施行した「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例（以下「空き缶条例」という。）」を全部改正して，「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例（以下「美化推進条例」という。）」を平成9年8月に施行した。

ア 美化推進条例に基づく施策の推進

(ア) 美化推進等総合計画の策定

美化推進条例第6条に基づき，取組の指針となる基本的施策について，美化推進等対策審議会の答申を経て，次の3つの計画からなる美化推進等総合計画を策定した。（平成10年2月13日京都市告示第316号策定，平成14年11月5日京都市告示306号改定）

- ・ 飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止による都市の美化の推進に関する計画
- ・ 飲料容器の再生利用の促進に関する計画
- ・ 飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止等による都市の美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効な利用の促進を図るために必要な措置を講じることを主たる目的として，本市，事業者及び市民により構成する団体の組織及び運営に関する計画

(イ) 美化推進強化区域の指定

美化推進条例第9条に基づき，市長が特に飲料容器及び吸い殻等の散乱を防止する必要があると認める区域について，美化推進等対策審議会の答申を経て美化推進強化区域として指定した。

- ・ 空き缶条例に基づき，観光地・行楽地を中心に指定していた35箇所の「散乱防止重点地域」に「河原町・木屋町・四条区域」を加え，計36箇所を指定した。（平成9年7月10日京都市告示第166号）
- ・ 「地下鉄北大路駅区域」「御池区域」「阪急桂駅区域」の3箇所を追加指定するとともに，「河原町・木屋町・四条区域」を拡張指定した。（平成10年2月13日京都市告示第317号）
- ・ 「宇治川派流区域」「油小路区域」「山科駅区域」の3箇所を追加指定するとともに，「御池区域」を拡張指定した。（平成11年4月15日京都市告示第106号）
- ・ 「四条大宮区域」を追加指定するとともに，「栗田口・清水地域」「油小路区域」の2箇所を拡張指定した。（平成17年4月15日京都市告示第183号）

(ウ) 容器の指定

美化推進条例第2条第3号に基づき，飲料容器のうち市長が特に散乱を防止し，又は再生利用の促進を図る必要があると認めるものについて，美化推進等対策審議会の答申を経て指定容器とした。

- ・ 美化推進条例施行規則第2条において，鋼製，アルミニウム製，ガラス製及びポリエチレンテレフタレート製を指定した。

(エ) まちの美化推進住民協定の締結の促進

市民及び事業者が，一定の区域を定め，当該区域内における美化の推進等を主たる目的として協定を締結し，市長が基準に適合していると認めた場合は，美化推進条例第16条に基づき，協定の締結者に対して，必要な支援を行う。

平成 19 年度

(協定締結団体)

行政区	締結団体名	締結団体数	締結年数
北 区	新大宮商店街美化推進会	1	平成 17 年度
	御園橋通りを美しくする会	8	平成 17 年度
	元町社会福祉協議会ボランティアサークル	1	平成 18 年度
上京区	西陣学区	25	平成 9 年度
	春日学区を美しくする会	21	平成 16 年度
	烏丸迎賓館通り会	1	平成 17 年度
	上御霊堅町	1	平成 18 年度
左京区	クリーン西河原の会	1	平成 10 年度
	「心の故郷」洛北鞍馬の自然を護る会	6	平成 16 年度
	第二疎水分線の環境（桜とホタル）を守る会	1	平成 17 年度
中京区	河原町商店街振興組合	4	平成 12 年度
	南壺井町	2	平成 13 年度
	えんえんたうんしんこう会	1	平成 15 年度
東山区	祇園オーナー協議会	4	平成 10 年度
	一橋地域女性会	2	平成 13 年度
山科区	御陵ひまわりクラブ	1	平成 15 年度
	ひまわりグループ	1	平成 16 年度
	山階東ひまわりグループ	1	平成 16 年度
	元気山科 21 クリーン安朱	1	平成 16 年度
	東山の自然と景観を考える会	1	平成 16 年度
下京区	京都駅周辺を美しくする会	53	平成 9 年度
	菊浜学区	23	平成 16 年度
	高瀬川・木屋町通の環境を守る会	4	平成 16 年度
南 区	上鳥羽自治連合会	25	平成 10 年度
	上鳥羽自治連合会（第 2 次分）	9	平成 11 年度
	西大路駅周辺を美しくする会	9	平成 13 年度
右京区	安井自治連合会	25	平成 10 年度
	山ノ内自治連合会	28	平成 11 年度
	嵐山を美しくする会	5	平成 18 年度
西京区	桂東自治連合会	24	平成 9 年度
	桂自治連合会	19	平成 18 年度
伏見区	伏見大手筋商店街振興組合	1	平成 10 年度
	納屋町商店街振興組合	1	平成 10 年度
	伏見風呂屋町商店街振興組合	1	平成 10 年度
	竜馬通商店街振興組合	1	平成 10 年度
	住みよい街をつくる会ひまわりグループ洛水	4	平成 12 年度
	アイロードモモヤマクリーンクラブ	1	平成 16 年度
	中書島柳町を美しくする会	1	平成 16 年度
	醍醐南自治会	1	平成 18 年度
	古川南自治会	1	平成 18 年度
	ルネサンスロード向島	1	平成 18 年度
		321	

(オ) 京都市まちの美化推進事業団の発足

空き缶条例に基づく組織である京都市環境美化事業団（昭和57年 8 月30日設立）と美化推進条例に基づく組織である京都市美化推進協会（平成10年 8 月27日設立）が発展的に統合し、京都市まちの美化推進事業団が発足した。

団 体 名	京都市まちの美化推進事業団
発 足 時 期	平成14年11月7日
構 成	115 会員，4 協賛団体 （飲料関係企業，たばこ関係企業，コンビニ関係企業，ファーストフード関係企業，弁当関係企業，旅行業関係企業，旅客運送関係企業，飲料容器業界団体，飲料販売業界団体，観光関係団体，経済団体及び本市）
主 な 事 業	本市における代表的な観光地，繁華街等を中心に ① 清掃活動 ② 街頭啓発運動 ③ 啓発看板の設置 ④ 回収容器，ごみ容器及び吸い殻入れの設置 ⑤ ボランティア団体の育成 などの事業を実施している。

(カ) 自動販売機の届出

美化推進条例第10条に基づき，指定容器に収納した飲料を販売する事業者は，自動販売機により指定容器に収納した飲料を販売しようとするときは，市長に届け出るとともに回収容器を設置し，適正に管理することが義務付けられている。

- ・ 総届出台数 19,236 台（平成19年 3 月31日現在）

(キ) 罰則条項の徹底

美化推進条例第7条において，市内全域でごみの投棄を禁止するとともに，同条例第29条において，美化推進強化区域内でみだりにごみを捨てた者は，3万円以下の罰金に処すると定めている。

このため，悪質なポイ捨て者に対する罰則条項の適用に向けて，罰則条項の周知・啓発，美化推進強化区域標示看板の設置等の条件整備を進めている。

イ 美化活動

- (ア) ごみを捨てない意識づくり，捨てにくい環境づくりをめざして清掃活動及び街頭啓発活動を実施している。

（平成18年度実績）

区 分	清 掃 活 動		街 頭 啓 発 活 動	
	実施回数	参 加 人 員	実施回数	参加人員
京都市まちの美化推進事業団事業	95回	13,584人	24回	514人
美 化 パ ス ポ ー ト 事 業	29回	1,746人	—	—
京都市まちの美化推進実践活動 助 成 要 綱 適 用 事 業	1,531回	約150,000人	—	—

- (イ) 「世界一美しいまち・京都」の実現を目指して、京都のまちの美化に対する多くの方々の熱意を結集し、市民やボランティア団体等に参加を呼びかけて「世界の京都・まちの美化市民総行動」を実施した。

(平成18年度実績)

実 施 日	内 容	団 体 数	人 数
6 月 5 日 (日)	美化啓発キャンペーン	3 0 団体	1 5 0 名
9 月 2 4 日 (日)	まちの美化シンポジウム		2 0 0 名
1 1 月 5 日 (日)	世界の京都・まちの美化市民総行動		2 5, 0 0 0 名
		(うち市役所前広場参加者)	
		1 4 1 団体	3, 0 0 0 名

(ウ) 不法投棄防止対策

全庁体制による大規模不法投棄多発地対策をはじめ、住民通報に迅速に対応する体制を確立して、不法投棄の撤去に取り組んでいる。

また、不法投棄多発地及び美化推進強化区域を中心に音声啓発による定期的な監視パトロールや啓発看板の設置等に取り組んでいる。なお、平成 19 年 9 月から、不法投棄監視カメラ等貸与制度を実施している。

(平成18年度実績)

- 不法投棄収集量 9 7 8 t
- 処 理 件 数 5, 2 6 8 件

美化推進強化区域

第 1 次 指 定 区 域	第 2 次 指 定 区 域
平成 9 年 7 月 10 日 京都市告示第 166 号	平成 10 年 2 月 13 日 京都市告示第 317 号
1 上賀茂区域 2 植物園区域 3 深泥池区域 4 雲ヶ畑・賀茂川上流区域 5 金閣寺・仁和寺区域 6 御所区域 7 糺の森区域 8 鴨川区域 9 二条城区域 10 吉田山・黒谷区域 11 岡崎公園区域 12 銀閣寺・南禅寺・哲学の道区域 13 八瀬区域 14 修学院・一乗寺区域 15 宝ヶ池区域 16 大原区域 17 鞍馬・貴船区域 18 河原町・木屋町・四条区域 19 豊国神社・三十三間堂区域 20 栗田口・清水区域 21 泉涌寺・東福寺区域 22 稲荷・深草区域 23 東山自然緑地 24 牛尾山区域 25 京都駅・東本願寺・西本願寺区域 26 東寺区域 27 嵐山区域 28 嵯峨野区域 29 化野念仏寺・落合区域 30 保津峡駅・清滝区域 31 高雄・梶尾区域 32 松尾区域 33 大原野区域 34 伏見桃山区域 35 醍醐三宝院区域 36 下鳥羽城南宮区域	新たな指定区域 1 地下鉄北大路駅区域 2 御池区域 3 阪急桂駅区域 既定の指定区域の拡張 1 河原町・木屋町・四条区域
	第 3 次 指 定 区 域
	平成 11 年 4 月 15 日 京都市告示第 106 号
	新たな指定区域 1 宇治川派流区域 2 油小路区域 3 山科駅区域 既定の指定区域の拡張 1 御池区域
	第 4 次 指 定 区 域
	平成 17 年 4 月 15 日 京都市告示第 183 号
	新たな指定区域 1 四条大宮区域 既定の指定区域の拡張 1 栗田口・清水区域 2 油小路区域

(7) 産業廃棄物関係業務

ア 概 要

産業廃棄物（※）を巡っては、処分場設置時における全国的な地域紛争や後を絶たない不法投棄等、様々な社会問題が発生している。また、大量生産、大量廃棄の社会から資源循環型社会システムの構築が求められるようになってきている。

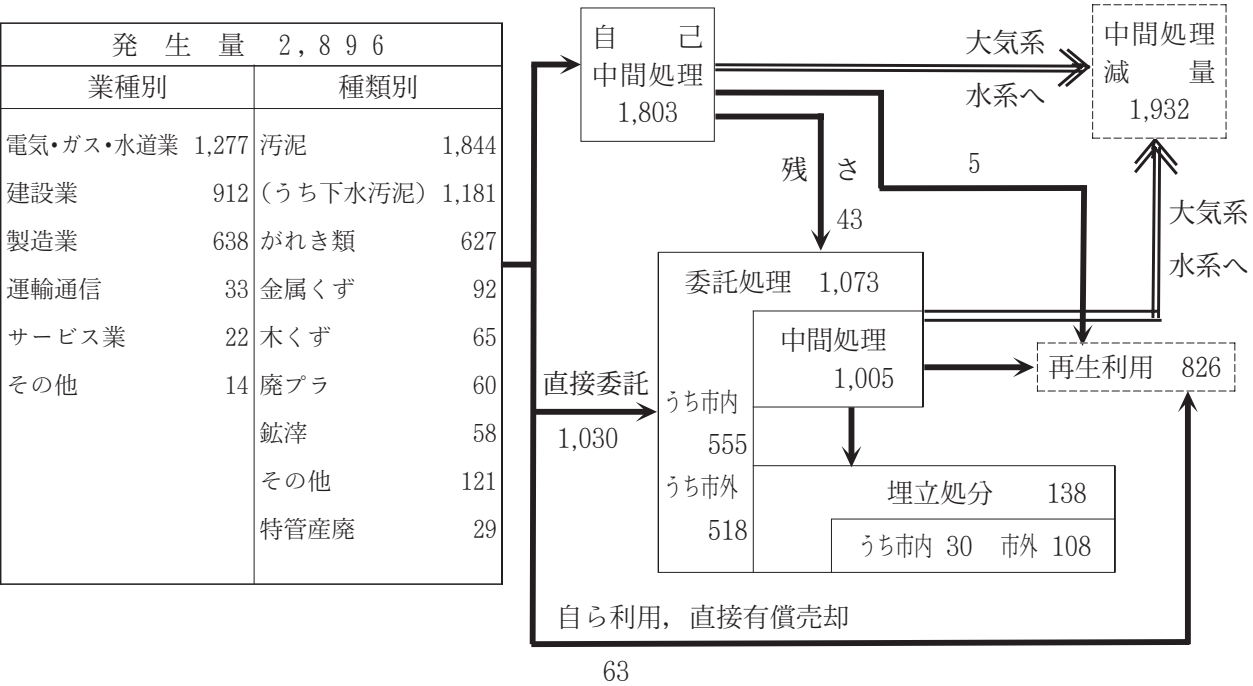
こうした背景を受けて本市では、平成16年3月に「新京都市産業廃棄物処理指導計画（京のさんばい戦略21）」を策定したところであり、今後、廃棄物処理法並びに本計画に基づき、排出事業場・処理業者の指導監督、公共関与による処理施設の整備の促進のみならず、社会意識の高揚を図るための市民啓発事業等にも取り組んでいく。

※産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律、政令で定められている20種類のものをいう。

イ 新京都市産業廃棄物処理指導計画（京のさんばい戦略21）

- (ア) 計画期間 平成16年度から22年度までの7カ年計画
- (イ) 京都市の産業廃棄物の現況

13年度実績（単位：千トン）



(ウ) 計画の基本理念

資源循環型社会システムの構築と廃棄物処理に係る環境負荷の低減

(エ) 数値目標

- ① 発生抑制率 13年度比5%減
- ② 再生利用率 13年度比4ポイント増
- ③ 埋立処分量 13年度比50%削減
- ④ 市域内処理率 13年度比4ポイント増

(オ) 計画の4つの目標（基本施策）

以下の基本施策を柱として、目標達成に向けた取組を進める。

基 本 施 策	目標達成に向けた取組（抜粋）
①発生抑制と再生利用の推進	・排出事業者に対する指導 ・公共による再生資材等の利用促進 ・個別リサイクル法の円滑な運用
②資源循環の「環」の拡大	・再生利用施設の設置促進 ・産学公連携による新技術研究・開発と循環型社会ビジネスの振興 ・循環型社会構築に向けた新たな制度等の検討
③適正処理の推進・不法投棄撲滅	・排出事業者・処理業者に対する許可及び適正処理指導 ・廃棄物情報管理システムの充実 ・公共関与による処理 ・不法投棄対策の強化と「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」の円滑な運用
④社会意識の高揚	・市民啓発事業の実施 ・環境教育の推進 ・産業廃棄物連絡協議会事業の推進

ウ 産業廃棄物処理業者許可状況（平成19年4月1日現在）

産業廃棄物処理業者数

区 分	業 者 数
収 集 運 搬	2,189
（保管積替を含む）	（58）
中 間 処 理	42
最 終 処 分	0
合 計	2,231

特別管理産業廃棄物処理業者数

区 分	業 者 数
収 集 運 搬	265
（保管積替を含む）	（3）
中 間 処 理	3
合 計	268

エ 排出事業場等指導

排出事業場に対し適正処理の観点から定期的な立入検査，行政検査，講習会等を実施し，併せて減量化・再生利用についても指導を行っている。

- ・平成18年度 立入検査事業場数…………… 946件
- ・ “ 行政検査実施数…………… 31件
- ・ “ 講習会開催数…………… 14件

特別管理産業廃棄物管理責任者設置事業場（平成19年 4 月 1 日現在）

感染性廃棄物排出事業場 （うち病院）	2, 6 1 3 (111)
廃P C B保管事業場	1, 3 4 6
クリーニング業	5 1 3
その他の事業場 （製造業等）	3 7 1
合 計 〈延 数〉	4, 8 4 3

許可対象廃棄物処理施設設置状況（平成19年 4 月 1 日現在稼働中のみ）

産業廃棄物処理施設

施設の種類		許可施設数
汚泥の脱水施設		5
廃プラスチック類	破碎施設	5
木くず又はがれき類		36
シアン化合物の分解施設		1
汚泥	焼却施設	2
廃油		3
廃プラスチック類		3
その他産業廃棄物		4
管理型最終処分場		1
合 計		60

同一施設であっても複種類の許可施設に該当する施設があるため、実施施設数は39である。

一般廃棄物処理施設

施 設 の 種 類	設置事業場数	許可施設数
高 速 堆 肥 化 処 理 施 設	2	2
破 碎 施 設	5	5
焼 却 施 設	1	1
合 計	8	8

一事業場で複数の施設を設置している事業場があるため、実設置事業場数は6である。

廃棄物焼却施設における排ガス中ダイオキシン類濃度

	施設の種類	施設 設置数	測 定 結 果 （ng-TEQ／Nm ³ ）					
			行 政 検 査			自 主 測 定		
			最大値	最小値	測定件数	最大値	最小値	測定件数
産業廃棄物	廃プラスチック類	3	2.6	0.17	3	5.4	0.0051	3
	そ の 他	3	0.26	0.0079	2	0.35	0.00066	3

＊ 「その他」とは、汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず等をいう。

オ 処 理 対 策

(ア) 市が処理する産業廃棄物

「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、一般廃棄物と併せて処分することに支障のない産業廃棄物については、中小企業者を対象としてその処分を引き受けている。

産業廃棄物の種類		受 入 先	搬 入 に 際 し て の 注 意 事 項
第 一 類	紙 く ず 木 く ず 織 維 く ず	東北部クリーンセンター 南部クリーンセンター 東部クリーンセンター (山科区と伏見区醍醐支所管内から出たものに限る)	1 形状等 ・種類に定める第一類から第三類までの区分に分別されていること。 ・有害物質又は危険性のあるものを含まないこと。 ・飛散するおそれのあるものについては、容易に破れない容器に入れられているものであること。 ・ガラスくず又は陶磁器くず等取扱いに危険が生じるおそれのあるものについては、梱包等の措置がなされているものであること。 ・あらかじめ、中空状態でないようにし、かつ、おおむね30センチメートル以下に破碎又は切断されている等処理に支障を来さないような形状であること。
第 二 類	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず 第一類に掲げる産業廃棄物を焼却したもの	東部山間埋立処分地 ＜エコランド音羽の杜＞	2 搬入量 (1) 一の事業者又は一の産業廃棄物収集運搬業者が種類に定める第1類の産業廃棄物を本市の設置する一般廃棄物処理施設に搬入する量が毎月50t以下であること。 (2) 一の事業者又は一の産業廃棄物収集運搬業者が種類に定める第2類及び第3類の産業廃棄物を本市の設置する一般廃棄物処理施設に搬入する量が毎月50t以下であること。
第 三 類	が れ き 類		(3) 一の事業者又は一の産業廃棄物収集運搬業者が種類に定める第1類の産業廃棄物中木くずのうち小片、第2類の産業廃棄物のうちコンクリートくず又は第3類の産業廃棄物のうち特定建設資材廃棄物に該当するものを本市の設置する一般廃棄物処理施設に搬入する量が1回につきおおむね200キログラム未満であり、かつ、おおむね1立方メートル未満であること。

(イ) 公 共 関 与

府内で発生する産業廃棄物の適正処理を確保するため、京都府とともに、(株)京都環境保全公社に対する支援を行い、環境保全、公害防止対策の推進並びに中小企業の振興・育成の観点から、公共関与による広域処理体制の整備を図っている。

また、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）の規定に基づき、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）に参画し、最終処分場の長期安定的な確保を行ってきている。

平成2年1月から尼崎沖処分場の受入れが開始され、本市からはクリーンセンターの焼却灰及び

下水道汚泥の焼却灰等が搬入されている。現在、尼崎沖処分場（管理型区画）については埋立が完了し、平成13年12月から神戸沖処分場での埋立が行われている。

カ 不適正処理対策

野外焼却など不適正処理による住民からの苦情等については、平成11年度に設置した「環境パトロール隊」等により、適宜、関係各局と連絡をとりながら現場立入・行政指導等を行っている。平成12年4月には、排出事業者、土地所有者等の原状回復措置の責務を明確にした「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」を策定し、産業廃棄物の不適正処理の撲滅に向けた取組を行っている。

大岩街道周辺地域における環境問題については、平成8年11月以降の全庁的な取組により、現在では、野外焼却事例はほぼ皆無となっているが、定着を図るため監視活動を継続している。

平成15年12月には産業廃棄物を長期間あるいは不適切に保管することにより不法投棄となる事態や、焼却施設等の処理施設の維持管理に適切に対応するため、排出事業者、土地所有者等の原状回復措置を定めるなど、法をきめ細かく補完し罰則により担保された「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」を制定し、平成16年4月から施行している。

(8) 手数料等

市施設への「持込ごみ」の大半を占めている事業系ごみ対策として、平成17年7月から「持込ごみ」の手数料を下表のとおり改定し、事業者に適正な処理費用の負担を求め、ごみ減量・リサイクル誘導を図っている。

ア 「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に規定されている手数料

(ア) 一般廃棄物手数料

区 分		単 位	手 数 料
本市が定期的に収集する一般廃棄物	特定資源ごみ	市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）の容量20リットル	10円
		指定袋の容量30リットル	15円
		指定袋の容量45リットル	22円
	特定資源ごみ以外の物（ふん尿及び鍋、フライパン、やかんその他の小型の金属製の物を除く。）	指定袋の容量5リットル	5円
		指定袋の容量10リットル	10円
		指定袋の容量20リットル	20円
		指定袋の容量30リットル	30円
		指定袋の容量45リットル	45円
	本市が収集する粗大ごみ		3,200円以内において別に定める額
	犬・猫等の死体		1体 4,600円

その他の一般廃棄物	占有者等の収集、運搬及び処分を委託する場合		100リットルまでごと	800円
	一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合		100キログラムまでごと	1,000円
	占有者等が市長の指定する施設に搬入し、処分を委託する場合	埋立処分を行う施設に搬入するとき。	1回の搬入量が600キログラム以下のとき。	100キログラムまでごとに1,200円
			1回の搬入量が600キログラムを超え2トン以下のとき。	7,200円に600キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,600円を加えた額
			1回の搬入量が2トンを超えるとき。	29,600円に2トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに2,000円を加えた額
	その他	その他	1回の搬入量が300キログラム以下のとき。	100キログラムまでごとに1,000円
			1回の搬入量が300キログラムを超え1トン以下のとき。	3,000円に300キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,400円を加えた額
			1回の搬入量が1トンを超えるとき。	12,800円に1トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,800円を加えた額

備 考 『一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合』の平成18年度から平成25年度までの各年度の手数料の額は次のとおりとする。

年 度 の 区 分	単 位	手 数 料
平成18年度	100キログラムまでごと	500円
平成19年度		500円
平成20年度		650円
平成21年度		650円
平成22年度		650円
平成23年度		800円
平成24年度		800円
平成25年度		800円

(イ) 産業廃棄物処分費用

区 分		費 用
埋立処分を行う施設に搬入する場合	1回の搬入量が600キログラム以下のとき。	100キログラムまでごとに1,200円
	1回の搬入量が600キログラムを超え2トン以下のとき。	7,200円に600キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,600円を加えた額
	1回の搬入量が2トンを超えるとき。	29,600円に2トンを超える部分が100キログラムに達するまでに2,000円を加えた額
そ の 他	1回の搬入量が300キログラム以下のとき。	100キログラムまでごとに1,000円
	1回の搬入量が300キログラムを超え1トン以下のとき。	3,000円に300キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,400円を加えた額
	1回の搬入量が1トンを超えるとき。	12,800円に1トンを超える部分が100キログラムに達するまでに1,800円を加えた額

(9) 施 設

ア まち美化事務所

ごみ等の収集、運搬に関する業務を行うため、各行政区ごとにまち美化事務所を設置している。事務所は、所管区域内の定期ごみ・缶・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装の収集、運搬、不法投棄・ボランティアごみへの対応のほか、市民に美化意識を普及するための啓発指導、ごみの処理方法等についての相談、美化推進条例に基づく自動販売機届出の受理及びこれに関する調査・指導を行っている。

イ 生活環境美化センター

大型ごみ・一時多量ごみ、犬、猫等の死体、不法投棄物、美化推進強化区域の回収容器、街頭ごみ容器、集積された散乱ごみなどの収集、運搬等を行っている。

また、環境局所轄車両を管理している。

ウ クリーンセンター

東北部クリーンセンター・東部クリーンセンター・南部クリーンセンター第一工場・北部クリーンセンターの4施設がある。なお、東北部・東部・南部クリーンセンターでは可燃ごみの持込みを受け付けている。

エ 埋立事業管理事務所（東部山間埋立処分地〈エコランド音羽の杜〉内）

不燃物やクリーンセンターから排出される焼却残灰を処分する埋立地の管理のために埋立事業管理事務所が置かれている。また、持込みによるガレキ等の受付、処分もここで行っている。

(ア) 所在地 京都市山科区東野東山、西野東山、榎ノ辻東山、伏見区醍醐陀羅谷

(イ) 開設 平成12年4月1日

(ウ) 面積 約1,564,000㎡

(エ) 埋立容量 約4,500,000㎥

オ 京都市南部資源リサイクルセンター（京都市横大路福祉工場）

本施設は、容器包装リサイクル法の施行に伴う中間処理施設として、缶・びん・ペットボトルの選別、圧縮等の中間処理を行っている。

なお、本施設は知的障害者福祉工場として運営を社会福祉法人京都国際社会福祉協力会に委託している。

(ア) 場所 伏見区横大路千両松町447

(イ) 敷地面積 約7,000㎡

(ウ) 建物規模

工場棟 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上3階建 延面積 約5,642㎡

管理・プラザ棟 鉄筋コンクリート造 地上3階建 延面積 約1,027㎡

計量棟 鉄骨造平屋建 延面積 約76㎡

(エ) 処理能力 60t/日（30t/日×2）

(オ) 処理対象物 スチール缶、アルミ缶、ガラスびん、ペットボトル

(カ) 総事業費 37億円

(キ) 開 所 平成11年4月

カ 京都市北部クリーンセンター再資源化施設

本施設は、容器包装リサイクル法に伴う中間処理施設として、缶・びん・ペットボトルの選別、圧

縮等の中間処理を行っている。

- (ア) 場 所 右京区梅ヶ畑高鼻町 27 番地
- (イ) 敷 地 面 積 焼却施設に含まれる
(建設規模、総事業費、竣工年月日も含め 75 ページ北部クリーンセンター参照)
- (ウ) 処 理 能 力 40 t/日 (20 t/日×2)
- (エ) 処理対象物 スチール缶、アルミ缶、ガラスびん、ペットボトル

キ 京都市横大路学園

本施設は知的障害者授産施設として、社会福祉法人京都国際社会福祉協力が運営し、平成18年12月までは本市が分別収集する缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装の選別、圧縮等の中間処理を行っていた。平成19年11月からは、プラスチック製容器包装分別収集の全市実施を受け、プラスチック製容器包装の選別・圧縮等の中間処理を行っている。

- (ア) 場 所 伏見区横大路千両松町277
- (イ) 敷 地 面 積 約 6,000 m²
- (ウ) 建 物 規 模
 - 作 業 棟 鉄骨造 2 階建 延面積 約 920 m²
 - 事 務 棟 鉄筋コンクリート造平屋建 延面積 約 490 m²
- (エ) 処 理 能 力 20 t/日
- (オ) 処理対象物 プラスチック製容器包装
- (カ) 開 所 昭和 62 年 5 月 (平成 19 年 11 月からは、プラスチック製容器包装中間処理施設として稼動)

ク 西部圧縮梱包施設

本施設は、容器包装リサイクル法に伴う中間処理施設として、平成 19 年 10 月から全市で分別収集を実施している、プラスチック製容器包装の圧縮、梱包等の中間処理を行っている。

なお、本施設は、旧西部クリーンセンター敷地内で、旧施設の既存の建物、設備等を有効活用している。

- (ア) 場 所 西京区大枝沓掛町 26 番地
- (イ) 敷 地 面 積 18,937 m²
- (ウ) 処 理 能 力 60 t/日
- (エ) 処理対象物 プラスチック製容器包装
- (カ) 竣 工 平成 19 年 10 月

ケ 廃食用油燃料化施設

バイオディーゼル燃料化事業の一層の促進を図るため、平成 14 年度から廃食用油をバイオディーゼル燃料に転換する施設の建設を進めてきた。本施設は、平成 16 年 6 月 4 日から燃料供給を開始している。

- (ア) 場 所 南部クリーンセンター構内
- (イ) 規 模 5000 リットル/日

(10) 施 設 整 備

ア 焼却灰溶融施設整備事業

各クリーンセンターから排出される焼却灰を高温で溶かし、その溶融灰を冷却固化させることによ

り、焼却灰を減容化・安定化させる施設を建設する。

平成19年度は、プラント設備工事の実施及び建築工事、建築設備工事に着手する。

(ア) 場 所 東部山間埋立処分地内

(イ) 処理能力 330 t／日

イ 南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業

平成18年度に耐用年限を迎えて稼動を休止した南部クリーンセンター第二工場を、現地で建て替え整備する。

既存の施設を解体・撤去した後に、焼却施設、粗大ごみを破砕・選別処理する選別資源化施設、ごみに含まれる厨芥類等からメタンを主成分とするバイオガスを回収するバイオガス化施設を複合化した施設を建設する。

平成19年度は環境影響評価の手続を進めるとともに、既存施設の解体前の調査等、建て替えに向けた準備を進める。

ウ プラスチック製容器包装中間処理施設設備等

平成19年10月からプラスチック製容器包装分別収集の全市実施に向けて、西部圧縮梱包施設及び京都市横大路学園の施設整備を実施した。

エ 京都魚アラリサイクルセンター建て替え整備事業

市内の卸売市場や鮮魚店から排出される魚アラを適正に処理、再資源化する施設であるが、老朽化が著しいため、一般廃棄物処理施設及び化製場としての位置付けのもと、平成18年度から19年度にかけて施設の建て替えを行っている。

(11) 余熱利用施設

ア 東部クリーンセンター余熱利用施設（東余熱利用センター）

隣接する東部クリーンセンターから供給される高温水により、温水プールの水温管理、館内の冷暖房等を行っている。センターは、温水プール、老人保養センター及び図書館からなっている。

イ 南部クリーンセンター余熱利用施設（横大路運動公園体育館）

南部クリーンセンターから供給される高温水及び発電した電力により、館内の冷暖房、給湯、照明等をまかなっている。館内には、競技場、トレーニングルーム、会議場などを備え、屋外にはゲートボール場やクリケットゴルフ場などがある。

ウ 北部クリーンセンター関連施設（やまごえ温水プール）

旧施設の敷地内にあったグラウンド、プールなどの関連施設については、建替工事により使用できなくなったため、別敷地に移設し、平成14年5月から供用を開始した。

なお、本施設は北部クリーンセンターのごみ発電による電力を有効利用している。

(12) クリーンセンター一覧

焼 却 施 設

種 別		東 北 部 ク リ ー ン セ ン タ ー	東 部 ク リ ー ン セ ン タ ー
所 在 地		左京区静海市原町1339番地	伏見区石田西ノ坪2番地の18
総 面 積		2 6 5, 3 8 8 m ² ※	4 2, 0 0 0 m ² ※
工 場 敷 地 面 積		2 2, 7 8 3 m ²	3 4, 0 0 0 m ² ※
着 工		平成 9 年 1 月 2 0 日	昭和 5 2 年 1 2 月 1 7 日
竣 工		平成 1 3 年 3 月 3 1 日	昭和 5 5 年 9 月 1 2 日
総 工 費		5 2 4 億 4, 0 0 0 万円	1 3 3 億 4, 0 0 0 万円
焼 却 能 力		7 0 0 t / 2 4 h	6 0 0 t / 2 4 h
形 式		川崎ーサン型ストーカ	川崎ーサン型ストーカ
基 数		3 5 0 t / 2 4 h × 2 基	2 0 0 t / 2 4 h × 3 基
火 床 面 積		6 8. 0 1 6 m ² × 2 基	3 9. 2 4 m ² × 3 基
ボ イ ラ ー 形 式		水管単胴立型 自然循環式廃熱ボイラ	単胴自然循環式
通 風 方 式		平衡通風	平衡通風
排 ガ ス 処 理 方 式		ろ過式＋ガス洗浄＋ 触媒脱硝＋活性炭吸着	ろ過式＋触媒脱硝＋ガス洗浄
排 水 処 理 方 式		凝集沈殿法＋汙過＋吸着	凝集沈殿法＋汙過＋吸着
余 熱 利 用		所内給湯，暖房 発電設備 (15,000kW × 1 基)	所内給湯，冷暖房 発電設備 (4,000kW × 2 基) 温水プール等への供給
施 設 概 要	工 場 棟	鉄骨鉄筋コン 地上 8 階 クリート造	鉄骨鉄筋コン 地下 1 階 クリート造 地上 8 階
	建 築 面 積	1 1, 8 9 1 m ² ※	1 6, 7 5 4 m ² ※
	延 床 面 積	4 5, 3 5 9 m ² ※	4 2, 9 8 3 m ² ※
	煙 突 高 さ	1 0 0 m	8 0 m

南 部 ク リ ー ン セ ン タ ー 第 一 工 場	北 部 ク リ ー ン セ ン タ ー
伏見区横大路八反田29番地	右京区梅ヶ畑高鼻町27番地
99,170 m ² (破碎施設含む。)	94,867 m ² (再資源化施設含む。)
26,000 m ²	12,064 m ² (再資源化施設含む。)
昭和58年10月11日	平成13年12月18日
昭和61年 6月 3日	平成19年 1月10日
199億8,000万円	320億200万円
600t/24h	400t/24h
JFEキルン付 ハイパー火格子ごみ焼却炉	クボタ階段摺動ストーカ式
300t/24h×2基	200t/24h×2基
67.84 m ² ×2基	38.70 m ² ×2基
単胴自然循環式	単胴自然循環式
平衡通風	平衡通風
ろ過式+触媒脱硝+ガス洗浄	ろ過式+ガス洗浄+ 活性炭吸着+触媒脱硝
凝集沈殿法+汙過+吸着	凝集沈殿法+汙過+吸着
所内給湯, 暖房 発電設備(8,800kW×1基) 体育館への供給	所内給湯, 暖房 発電設備(8,500kW×1基) 温水プールへの電力供給 太陽光発電: 230kW
鉄骨鉄筋コン 地下1階 クリート造 地上6階	鉄骨鉄筋コン 地下2階 クリート造 地上5階
9,893 m ²	12,012 m ² (再資源化施設含む。)
27,407 m ²	38,036 m ² (再資源化施設含む。)
100m	59m

注1: ※は破碎施設を含む

破 碎 施 設

クリーンセンター 種 別		東 北 部 ク リ ー ン セ ン タ ー 破 碎 施 設	東 部 ク リ ー ン セ ン タ ー 破 碎 施 設	南 部 ク リ ー ン セ ン タ ー 破 碎 施 設
所 在 地		左京区静海市原町1339番地	伏見区石田西ノ坪2番地の18	伏見区横大路八反田29番地
工 場 敷 地 面 積		— ※	— ※	19,100 m ²
着 工		平成 9 年 1 月 2 0 日	昭和 5 2 年 1 2 月 1 7 日	昭和 4 7 年 1 月 1 1 日
竣 工		平成 1 3 年 3 月 3 1 日	昭和 5 5 年 9 月 1 2 日	昭和 4 8 年 1 月 1 8 日
総 工 費		— ※	— ※	6 億 6,000 万円
型 式		二軸剪断式	川崎 回転ハンマー	三菱圧縮装置 付プレッシャー
能 力		80t／6h	120t／6h	240t／6h
基 数		40t／6h×2基	1 基	1 基
分 別 設 備		磁 選 機	磁 選 機	磁 選 機
除 じ ん 方 式		バグフィルター	MC＋バグフィルター	MC＋バグフィルター
施 設 概 要	工 場 棟	— ※	— ※	鉄骨コンクリート造 地下1階 地上3階
	建 築 面 積	— ※	— ※	379 m ²
	延 床 面 積	— ※	— ※	626 m ²

※は焼却施設に含む